

パート、アルバイト、派遣だからといって 「ボーナス・ゼロ」は

差別です!!

コロナで生活
キビシ～

同一労働
同一賃金制度
が始まっています

パート・有期雇用労働者と正規労働者の均等待遇を義務付ける法律が2021年4月、中小企業にも適用され、「同一労働同一賃金ガイドライン」は、短時間・有期雇用労働者であっても「賞与（ボーナス）は、会社に同一の貢献であれば同一の支給、貢献に違いがある場合は、相違に応じた支給をしなければいけない」としています。正規労働者に何らかのボーナスを支給しているなら、非正規労働者にも何らかのボーナスを支給しなければなりません。

パートやアルバイトで働く人のボーナスをゼロにして差別してはいけないという事です。

NO BONUS
NO WAY

非正規も
正規も

労働組合に
入って
変えませんか

ボーナス差別やめろ！
キャンペーン

全労連・国民春闘共闘委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館内
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620

冬のボーナスの季節を迎えます。法律は施行されていますが、自動的に待遇が改善されることはなく、生かされていない状態です。私たち労働組合は、法律を活用し「非正規差別NG」の取り組みを進め、今、「ボーナス差別やめろ！キャンペーン」を実施中です。「同一労働同一賃金」を求めて、あきらめない人たちが声をあげ、奮闘するなかで、差別をなくす社会に向かって進んでいます。あなたも労働組合に入って、職場のボーナス・ゼロの人をなくしませんか。いっしょに、職場から差別をなくして、気持ちよく働ける職場をつくるため、まずは、ご相談ください。

パート・アルバイト・無期転換正社員でも
ボーナス差別は許さない

同率の
ボーナス支給は
当然の権利です

声を上げなければ何も変わらない

裁判でたたかったMさん(大阪)

「正社員と同じフルタイムで同じ仕事をして、ボーナス0円、年収も半分、正社員にある休みも非正規にはないのはおかしい」と労働組合に相談。参加してがんばり、お盆休み(夏休み)5日間を職場の制度にさせた。
それはテレビでも取り上げられて、みんなに「労働契約法を知らせることができた。さっさと忘れて次の仕事を探すこともできただけれどあまりにもひどくて...泣き寝入りしていたら悔いが残ったと思う。法律も「パート有期法」と新しくなり、民間では働き方改革が進み、社会的な後押しもあり、ボーナスを非正規社員にも少しは払うという企業がでてきた。市役所などで働く多くの非正規職員にもボーナスが出るようになった。働く人の権利が守られる社会にするためにこれからがんばりたい。」

労働組合に入って
がんばってよかった



同一労働同一賃金を求めて 声を上げたことで 社会を変え始めています



均等待遇実現へ大きな一歩

郵政ユニオン・郵政20条裁判判決

郵便局で働く労働者がつくる労働組合・郵政ユニオンの仲間が、正規労働者と非正規労働者の格差是正を求めた裁判(2020年10月、郵政20条裁判)で最高裁は扶養手当、年末年始勤務手当、年始の祝日給、有給の病気休暇、夏期・冬期休暇の正規との格差は不合理と認めました。郵政ユニオンの運動でかちとったこの判決は、非正規労働者の均等待遇実現への大きな一歩となっています。

仲間を集め、
パートの一時金支給をかちとった

岡山医療生協労働組合

業務内容を同じようにこなしながら、パートというだけで、一時金で差のつく不合理・矛盾の中で働いている仲間がたくさんいます。岡山医療生協労働組合は「パート職員に一時金の支給を」の要求を続け、一時金支給を『常勤職員の4分の1程度』という基準で勝ち取りました。要求前進のカギは、郵政20条裁判など全国で繰り広げられている非正規差別NGのたたかいが追い風になり、職場に「たたかえば変えられる」という気概を生み出したこと、パート労働者の4割近く、介護職場の非正規労働者の7割を組織した仲間の数の力です。

正職員と非正規職員の
一時金同率支給が実現

全農協労連

新潟県のえちご上越農協労組では、正規職員の7割支給だった一時金を非正規にも同率支給にすることができました。正規と臨時職員の業務の垣根がなくなり、賞与格差の合理性もなくなったので、組合が同率支給を求めた成果です。秋田県のごまち支部ライフサービス分会は、昨年、会社発足以来初めてベースアップを獲得、月平均10,189円の大幅賃上げと、正規・非正規同率の年度末一時金支給を実現しました。さらに今年の夏季一時金で一律月数アップをかちとっています。

ボーナス差別やめろ! キャンペーン実施中

ボーナス差別、シフトカット、賃金未払い、休業手当、ハラスメントなど、働くうえで困ったら

労働相談ホットライン

☎0120-378-060

秘密厳守・相談無料

まずは労働組合に相談を!!

ボーナス以外にも、
こんな手当・権利での差別はNG

詳細は労働組合に
問い合わせを!

- ①時間外労働手当、深夜休日労働手当
- ②役職手当 ③通勤手当・出張手当
- ④特殊作業・特殊勤務手当 ⑤精勤・皆勤手当
- ⑥食堂、休憩室、更衣室などの福利厚生施設の利用
- ⑦慶弔休暇、健康診断に伴う有給補償
- ⑧病気休職は無期雇用の場合正規と同一、有期雇用の場合は契約終了時まで
- ⑨教育訓練

ほか

みんなの声VOICE!
あなたの声を聞かせてください

